

各 位

株式会社 東日本銀行

「東日本銀行でんさいサービス」利用規約の一部改正のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、「東日本銀行でんさいサービス」に対し、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、2025 年 5 月 19 日から、東日本ビジネスコネク（預金残高照会や入出金明細照会が無料で利用できるインターネットバンキング）契約からも、でんさいが利用できる新サービスをリリースすることに伴い、東日本銀行でんさいサービス利用規約（以下、「利用規約」といいます。）を以下のとおり改正いたしますので、お知らせいたします。

敬具

【 利用規約の改正箇所 】(新旧対照表)

※赤字下線箇所が改正箇所となります。

改正前	改正後
第 2 章 利用者 (利用契約の締結) 第 7 条 5 利用者は、前項の通知を受領後に本サービスの利用を開始できます。ただし、本規約第 9 条第 3 項の東日本ビジネス I B サービス（以下、「I B サービス」といいます。）を並行して申込の場合は、<u>双方</u>の通知を受領後に利用を開始できます。	第 2 章 利用者 (利用契約の締結) 第 7 条 5 利用者は、前項の通知を受領後に本サービスの利用を開始できます。ただし、本規約第 9 条第 3 項の東日本ビジネス I B サービス <u>または東日本ビジネスコネク</u>（以下、「<u>I B サービス等</u>」）を並行して申込の場合は、<u>それぞれの</u>通知を受領後に利用を開始できます。
(I B サービスによる受付) 第 9 条 利用者は、自らが占有し管理するパーソナルコンピュータ等の端末機（以下、「パソコン」といいます。）から <u>I B サービス</u>により、インターネットを介して本サービスを利用できます。 2 <u>I B サービス</u>を既に契約している場合は、<u>I B サービス</u>を通して本サービスを利用できます。 3 <u>I B サービス</u>を新規に契約する場合は、以下の通り扱うものとします。 一 <u>I B サービス</u>の契約 本サービスは、株式会社 N T T データが提供する「AnserBizSOL（アンサービズソル）」を介して利用するため、利用者から「<u>東日本ビジネス I B サービス申込書</u>」をお取引営業店へ提出していただき、<u>I B サービス</u>を契約します。 二 <u>I B サービス</u>の利用規程 「東日本ビジネス I B サービス <u>規定</u>（以下、「<u>I B サービス規定</u>」）といいます。）に準拠します。 三 <u>I B サービス</u>の利用開始 当行所定の通知により利用を開始できます。 4 <u>I B サービス</u>を通して本サービスを利用する場合は、規程第 6 4 条第 2 項で規定する本人確認方法は、東日本ビジネス I B サービス <u>規定</u>第 2 条に準拠します。	(I B サービス等による受付) 第 9 条 利用者は、自らが占有し管理するパーソナルコンピュータ等の端末機（以下、「パソコン」といいます。）から <u>I B サービス等</u>により、インターネットを介して本サービスを利用できます。 2 <u>I B サービス等</u>を既に契約している場合は、<u>I B サービス等</u>を通して本サービスを利用できます。 3 <u>I B サービス等</u>を新規に契約する場合は、以下の通り扱うものとします。 一 <u>I B サービス等</u>の契約 本サービスは、株式会社 N T T データが提供する「AnserBizSOL（アンサービズソル）」を介して利用するため、利用者から <u>I B サービス等の申込書</u>をお取引営業店へ提出していただき、<u>I B サービス等</u>を契約します。 二 <u>I B サービス等</u>の利用規程 「東日本ビジネス I B サービス <u>利用規定、東日本ビジネスコネク利用規定</u>（以下、「<u>I B サービス等規定</u>」）といいます。）に準拠します。 三 <u>I B サービス等</u>の利用開始 当行所定の通知により利用を開始できます。 4 <u>I B サービス等</u>を通して本サービスを利用する場合は、規程第 6 4 条第 2 項で規定する本人確認方法は、東日本ビジネス I B サービス <u>利用規定</u>第 2 条、<u>東日本ビジネスコネク利用規定</u>第 3 条に準拠します。

改正前	改正後
(利用可能日、利用可能時間) 第 11 条 本サービスの利用可能日は銀行営業日として、利用可能時間は以下の通りとします。なお、当行は、契約者へ事前に通 知することなくこれを変更することができます。 一 代行サービスによる受付 午前 9 時から午後 3 時まで 二 <u>I B サービス</u>による受付 イ 当日付け記録請求 午前 9 時から午後 3 時まで ロ 予約取引の記録請求 午前 9 時から午後 9 時まで ハ 通常開示請求 午前 9 時から午後 9 時まで	(利用可能日、利用可能時間) 第 11 条 本サービスの利用可能日は銀行営業日として、利用可能時間は以下の通りとします。なお、当行は、契約者へ事前に通 知することなくこれを変更することができます。 一 代行サービスによる受付 午前 9 時から午後 3 時まで 二 <u>I B サービス等</u>による受付 イ 当日付け記録請求 午前 9 時から午後 3 時まで ロ 予約取引の記録請求 午前 9 時から午後 9 時まで ハ 通常開示請求 午前 9 時から午後 9 時まで
第 3 章 電子記録通則	第 3 章 電子記録通則
(電子記録の通知方法) 第 23 条 規程第 2 5 条第 2 項で規定する電子記録の通知は、本サービスの受付方法により以下の通り行います。 一 代行サービスによる受付は、当行所定の方法により通知します。 二 <u>I B サービス</u>による受付は、当行所定の方法により通知する場合および <u>I B サービス</u>により通知する場合があります。	(電子記録の通知方法) 第 23 条 規程第 2 5 条第 2 項で規定する電子記録の通知は、本サービスの受付方法により以下の通り行います。 一 代行サービスによる受付は、当行所定の方法により通知します。 二 <u>I B サービス等</u>による受付は、当行所定の方法により通知する場合および <u>I B サービス等</u>により通知する場合があります。
第 7 章 電子記録債権の記録事項等の開示	第 7 章 電子記録債権の記録事項等の開示
(債権記録に記録されている事項の開示の請求) 第 32 条 債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等は、以下の通りとします。 一 通常開示 利用者は、当行所定の情報を提供して、<u>I B サービス</u>から開示請求し、またはお取引営業店へ当行所定の書面を提出して開示請求します。	(債権記録に記録されている事項の開示の請求) 第 32 条 債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等は、以下の通りとします。 一 通常開示 利用者は、当行所定の情報を提供して、<u>I B サービス等</u>から開示請求し、またはお取引営業店へ当行所定の書面を提出して開示請求します。

以 上

<本件に関するお問い合わせ>

東日本銀行 インフォメーションセンター

フリーダイヤル 0120-600185

(ご利用時間は銀行営業日(平日)の午前 9 時から午後 5 時までです)